

平成 30 年度
インタークロス・クリエイティブ・センター
プロジェクトメンバー募集要項
(クリエイティブルーム利用者募集を含む)

札幌市産業振興センター指定管理者
一般財団法人さっぽろ産業振興財団

【募集にあたり】

インタークロス・クリエイティブ・センター（Inter×cross Creative Center:ICC）は、デジタルコンテンツにおける新ビジネスを創造するクリエイターに、その活動の場を広げ、クリエイターの資質や才能をさらに発展させることを目的として、平成13年に開設、平成25年4月に、その機能を札幌市産業振興センターに移転しました。

移転後のインタークロス・クリエイティブ・センターにおいては、これまで培ったクリエイター支援の実績をもとに、クリエイター・企業のクリエイティブ・ビジネスに係るプロジェクトを支援し、新規事業の創出、新会社の設立、企業誘致・人材誘致など、札幌へのクリエイティブ産業の集積を目指しております。

当センターの様々な支援メニューを活用し、創造性に富み、札幌市におけるコンテンツ産業の振興に寄与することのできる事業（プロジェクト）を創出するプロジェクトメンバー及びクリエイティブルーム利用者を募集いたしますので、ぜひ応募をご検討ください。

【施設の概要】

1 施設名

インタークロス・クリエイティブ・センター（札幌市産業振興センター内）

2 所在地

札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号

3 延べ床面積（インタークロス・クリエイティブ・センター部分のみ）

1,683.33㎡

4 開設年月

平成25年4月

※ 産業振興センター開設日は平成14年10月（産業振興棟）

5 主要施設

クリエイティブルーム（入居スペース）10室、情報発信スペース、商談室（1室）、コピー室（1室）、デジタル工房（映像編集室）

6 公共交通機関（最寄駅）

市営地下鉄東西線「東札幌駅」から徒歩7分

JRバス「中央1条1丁目」停留所（国道12号線）から徒歩10分

JRバス「札幌コンベンションセンター」停留所から徒歩3分

【プロジェクトメンバー募集について】

1 応募資格

- (1) コンテンツ産業に関する事業を行っている法人、個人、団体。
- (2) デザイン・コンテンツまたは様々なジャンルのクリエイターとの新たなビジネスの創出を図ろうとしている法人、個人、団体。
- (3) その他、コンテンツ産業の振興に寄与すると認めた法人、個人、団体。

2 支援メニュー

(1) 事業支援等

セミナーやワークショップの開催による異業種人材との交流による各分野へのネットワーク構築支援や、マーケティング支援を行うほか、利用者のスキルアップにつながる各種支援を行います。

また、コーディネーターによる事業活動におけるアドバイスや支援を適時行います。

(2) 施設の活用

インタークロス・クリエイティブ・センターの各種施設を活用（一部有料）することができます。

《利用時間》

施設の原則的な開館時間は、午前9時～午後10時までです（12月29日～1月3日は休館）。

3 公募期間

随時応募を受け付けます。

4 申込方法

次の書類を「申込先、お問合わせ先」に郵送または持参してください。

(1) プロジェクトメンバー登録申込書（様式1）^(注1)

(注1) 事業計画書について

様式1の他に、任意でPR資料等を提出することも可能です。

<例>

- ・事業内容を説明する資料等（PPT、会社案内、パンフレット等）
 - ・自社製品、自社サービス等を説明する資料類
- ※DVD等によるプレゼン資料がある場合は5分以内としてください。
※音楽の場合は、CD1枚に収めてください。

5 プロジェクトメンバーの登録

(1) 登録方法

応募された書類を元に、当財団が登録を決定します。

(2) 登録選考基準

以下の3項目について、当財団が審査を行います。

① 創造性

事業計画が技術・ビジネスモデルとして創造性に富み、他との差別化が図られているか。

② 成長性

事業計画が、市場、社会的必要性から、今後の成長が見込まれるものであるか。

③ コンテンツ産業振興への寄与

事業計画が、本市コンテンツ産業の振興に資するものであるか。クリエイティブルーム利用者や他のプロジェクトメンバーと積極的に連携を図るものであるか。

(3) 面接

必要に応じて、応募書類を元に、申込み理由、今後の事業計画等の確認、質疑応答のための面接を行います。

(4) 結果

後日、事務局から選考結果を通知します。

なお、選考内容や選考結果に対するお問合わせには応じませんので、ご了承ください。

6 プロジェクトメンバー登録の解除

プロジェクトメンバーからプロジェクト終了の申し出があった場合、プロジェクト及びプロジェクトメンバー登録を解除します。また、事務局がプロジェクト及びプロジェクトメンバーの状況について確認が取れない場合、プロジェクト終了と判断し、登録を解除することがあります。

【クリエイティブルーム利用者募集について】

1 クリエイティブルームの概要

| 部屋番号 | 面積 (㎡) | 階 | 向き | 月額使用料 | 電気容量 |
|------|--------|---|----|-----------|------|
| 2F-A | 24.53 | 2 | 南西 | 57,500 円 | 20A |
| 2F-B | 28.13 | 2 | 南西 | 66,700 円 | 20A |
| 2F-C | 25.75 | 2 | 南西 | 59,800 円 | 20A |
| 2F-D | 26.56 | 2 | 南西 | 62,100 円 | 20A |
| 2F-E | 27.00 | 2 | 北西 | 62,100 円 | 20A |
| 2F-F | 27.00 | 2 | 北西 | 62,100 円 | 20A |
| 2F-G | 25.20 | 2 | 北西 | 59,800 円 | 20A |
| 2F-I | 54.00 | 2 | 南 | 124,200 円 | 20A |
| 3F-C | 52.20 | 3 | 北西 | 121,900 円 | 30A |
| 3F-D | 51.08 | 3 | 南 | 119,600 円 | 30A |

※ 床耐荷重：300kg/㎡

(1) 利用時間及び警備

施設の原則的な開館時間は、午前9時～午後10時までです(12月29日～1月3日は休館)。ただし、利用者は、個別に貸与するICカードにより、24時間利用が可能です。

平日：午後5時～午後11時、土・日・祝日：午前6時～午後11時は警備員、
全日：午後11時～翌午前6時は機械による警備を行います。

(2) 通信環境

ア インターネット及び電話の通信環境

全居室にLAN、電話回線の情報コンセントを設置してあります。施設内LANを経由して、インターネットの常時接続を利用できます。インターネット接続回線は、上り、下り各45MB帯域保障タイプです。これを利用者でシェアすることになります。

なお、固定電話の設置及びプロバイダーとの契約は、個別にお願いいたします。ただし、インターネット利用のみの場合は、プロバイダー契約の必要はありません。

イ 安全性

ファイアーウォール、スイッチにより、外部からのウィルスと不正アクセスを制御します。また、セグメント別のアクセス権の割り当てを行い、利用者間のセキュリティを確保します。

(3) その他

共用機材・スペース：カラー複合機(ネットワーク対応)、大型カラープリンター(B0対応)、商談室

各入居ユニットはOAフロアとなっています。

2 使用料・利用の条件

- (1) 使用料に含まれるもの
 - クリエイティブルームの利用料
 - 共益費（管理費、清掃費、警備費、上下水道）
 - インターネット回線使用料
- (2) 使用料以外にご負担いただく費用
 - 電気代（実費）
 - 冷暖房費（実費）
 - 電話料（個別契約）
 - 駐車場料金（1室1台まで、月額5,000円）
- (3) 使用料等の納入先
 - 一般財団法人さっぽろ産業振興財団
- (4) 使用料の納入方法
 - 入居当初には、入居月を含めて2か月分（入居月の使用料は日割り計算）を使用承認の際に、その後の各月分は当該月の前々月の末日までに納入してください。
 - ※ 使用料以外の費用は別途請求いたします。
- (5) その他
 - ・危険物を持ち込まないこと
 - ・所定の場所以外において飲食や喫煙及び火気の使用をしないこと（クリエイティブルーム内での飲食は可能です）。
 - ・施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
 - ・他人に迷惑を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をしないこと。
 - ・その他、職員の指示に従い、規則を順守すること。

3 入居期間

- (1) 入居審査時に認められた期間（上限5年）となります。ただし、使用承認は年度（4月1日から翌年3月31日）単位での更新となります。
- (2) やむを得ない事情により、使用承認期間内に使用を取り止める場合には、使用を取り止める日の2か月前までに申し出が必要です。
- (3) 入居後、当初申請された事業内容から大幅な変更が生じた場合、変更後の事業内容について再度選考を行う場合があります。

4 利用者支援メニュー

- (1) 事業支援等
 - セミナーやワークショップの開催による異業種人材との交流による各分野へのネットワーク構築支援や、マーケティング支援を行うほか、利用者のスキルアップにつながる各種支援を行います。

また、コーディネーターによる事業活動におけるアドバイスや支援を適時行います。

- (2) 情報発信スペース（1階）における企業活動及び制作品展示
情報発信スペースは利用者だけではなく、広く市民及び企業に開放し、利用者の活動成果の報告の場として使用することができます。
- (3) デジタル工房（有料）
映像編集機材やカメラ等の貸出を行っており、良質な活動環境を提供します。

5 応募資格

- (1) コンテンツ産業に関する事業を行っている法人、個人、団体。
- (2) 事業税及び市民税（法人の方は法人市民税）を滞納していないこと。

6 公募期間

随時応募を受け付けます。

7 申込方法

次の書類を「申込先、お問合わせ先」に郵送または持参してください。

- (1) 使用者公募申込書（様式1）^{（注1）}
- (2) 法人の経歴書及び代表者の履歴書（法人）、履歴書（個人）
- (3) 商業登記簿または法人登記簿謄本（法人）、住民票（個人）
- (4) 印鑑証明書
- (5) 直前3年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、さらに法人の場合は剰余金処理案または損失金処理案）
- (6) 直前1年間の納税証明書（法人または個人の事業に係る市民税、事業所税）

（注1）事業計画書について

様式1の他に、任意でPR資料等を提出することも可能です。

<例>

- ・事業内容を説明する資料等（PPT、会社案内、パンフレット等）
- ・自社製品、自社サービス等を説明する資料類
※DVD等によるプレゼン資料がある場合は5分以内としてください。
※音楽の場合は、CD1枚に収めてください。

8 利用者の選考

(1) 選考方法

応募された書類を元に、審査を行います。なお、審査は「クリエイティブルーム管理委員会」が行い、当委員会の審査結果を元に、一般財団法人さっぽろ産業振興財団が使用承認を行います。

(2) 選考基準

国税、市税を滞納していないこと、公序良俗に反せず、事務所としての使用範囲を超えない事業内容であることの他に、以下の6項目について、当委員会にて審査・採点を行います。

① 創造性

事業計画が技術・ビジネスモデルとして創造性に富み、他との差別化が図られているか。

② 成長性

事業計画が、市場、社会的必要性から、今後の成長が見込まれるものであるか。

③ コンテンツ産業振興への寄与

事業計画が、本市コンテンツ産業の振興に資するものであるか。他の利用者や外部利用者等と積極的に連携を図るものであるか。

④ 経営者の意欲

経営者が事業に対する意欲、心構え及び確固たるビジョンをもっているか。

⑤ クリエイティブルームに入る必要性

課題認識を持ち、支援メニューを活用することにより、事業の成果が見込めるか。

⑥ 経営・資金計画

財務面で問題ないか。経営計画が根拠のあるものになっているか。事業計画と経営計画が一致しているか。

<各項目の採点基準及び評価の重み>

| | |
|---------------------|--|
| 採点基準 | 5 優れている 4 おおむね良好である 3 平均的である 2 やや劣る 1 不適格である |
| 項目 | 評価の重み |
| ① 創造性 | 3 |
| ② 成長性 | 3 |
| ③ 札幌市のコンテンツ産業振興への寄与 | 6 |
| ④ 経営者の意欲 | 2 |
| ⑤ クリエイティブルームに入る必要性 | 4 |
| ⑥ 経営・資金計画 | 2 |
| 総得点 | 100点満点 |

※ 得点の高い順に合否を決定しますが、各委員の平均点で60点に満たない場合及び各委員の採点において「1」と評価される項目がある応募者は不合格となります。

(3) 面接

希望者に対しては、応募書類を元に、入居希望理由、今後の事業計画等の確認、質疑応答のための面接を行います(面接を希望しない場合は応募書類のみによる審査となります)。

【開催日】 日程は追ってお知らせします。

(4) 結果

書面にて選考結果を通知します。なお、選考内容や選考結果に対するお問合わせには応じませんので、ご了承ください。

9 施設見学

施設の状況をご覧になりたい場合はお問合わせください。

10 施設の利用開始について

申請により認められた日からご利用いただけます。

【その他】

1 個人情報の取扱いについて

応募、利用にあたり提出していただく個人情報については、入居審査及び施設運営以外の目的では使用いたしません。

ただし、応募者からの承諾を得た場合、または法令に基づき司法機関・行政機関から要請を受けた場合、応募者の生命・身体・財産等に対して危険が発生し、それを保護する必要性がある場合を除きます。

2 申込み、お問合わせ

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号

インタークロス・クリエイティブ・センター (札幌市産業振興センター内)

担当：ICC事務局 電話：011-817-8911 FAX：011-817-8912

E-MAIL info@icc-jp.com

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

この要項は、平成26年3月28日から施行する。

この要項は、平成27年11月1日から施行する。

この要項は、平成28年2月22日から施行する。